明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件（**法務**三三五）　一

○コロンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコロンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二四三）　二

○包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二四四）　四

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二四五）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一一六七～一一八〇）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**六八四）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**六八五～六八七）

○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**六八八、六八九）

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（**防衛**一四二）

○道路に関する件（**中部地方整備局**七二）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一四一～一四三）

〔国会事項〕

復興庁　法務省　運輸安全委員会　最高裁判所

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十九年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）

平成二十九年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）

〔公告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○法務省告示第三百三十五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件（平成二十年法務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行の日（平成二十九年七月十三日）から適用する。

平成二十九年七月十一日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 ［一　略］ 二　改善の対象となる特定の犯罪的傾向 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から同法第百七十九条までの各罪、同法第百八十一条の罪その他自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪（以下「性犯罪」という。）に当たる行為を反復する傾向 ［三　略］	第一 ［一　同上］ 二　改善の対象となる特定の犯罪的傾向 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から同法第百七十八条の二までの各罪、同法第百八十一条の罪その他自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪（以下「性犯罪」という。）に当たる行為を反復する傾向 ［三　同上］

備考　表中「　」の記載は注記である。

○外務省告示第二百四十三号

平成二十九年六月二十八日にボゴタで、コロンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコロンビア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　畑中龍太郎在コロンビア大使

コロンビア側　マリア・アンヘラ・オルギン・クエジャル外務大臣

平成二十九年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十四号

平成二十九年六月二十九日にムババネで、包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスワジランド王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億二千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十一月三十日

4　署名者

日　本　側　廣木重之在スワジランド王国大使

スワジランド王国側　シュラングセンピ経済企画開発大臣

平成二十九年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十五号

平成二十九年六月二十九日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億七百万円